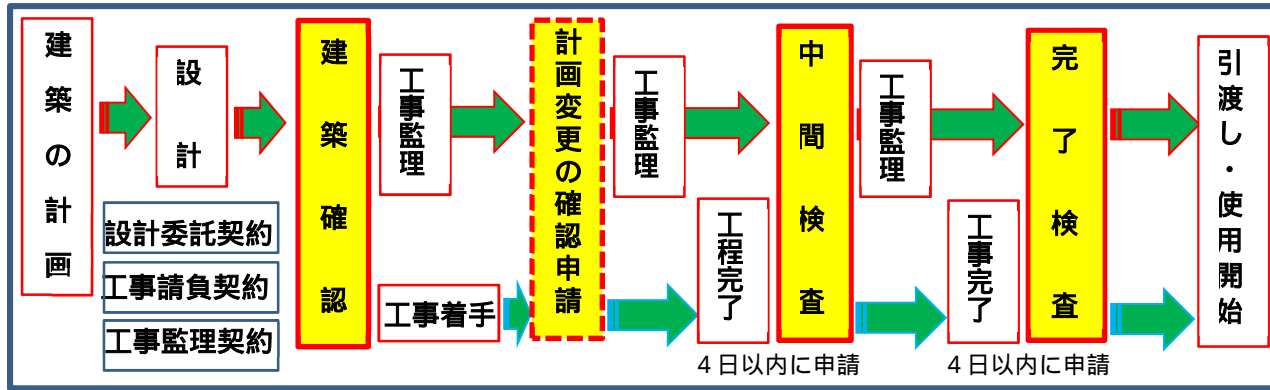


**建築基準法に基づく  
建築確認・検査のながれ**

安全で安心な建築物を完成させるため、「建築確認」「中間検査」「完了検査」は大変重要な制度です。これら手続きには一定の期間が必要となりますので、建築にあたっては、十分に余裕のある計画を立ててください。

**計画から完了までのながれ**



建築確認を受けた後に、**計画を変更**した場合は、再度、建築確認を申請する必要があります。軽微な変更の場合は不要となりますので、あらかじめご相談ください。

**中間検査**が必要な建築物は以下のとおりです。  
鉄筋コンクリート造 劇場、映画館、集会場、  
(3階以上) 病院、ホテル、  
共同住宅、学校、  
体育館、店舗、展示場等

**建築確認の審査のながれ**

構造計算適合性判定が必要な建築物について説明しています。

